

3 1 稲 高 号 外
令和 2 年 2 月 2 8 日

居宅介護支援事業者 様

稲沢市市民福祉部高齢介護課

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に係る留意点について（通知）

平素は、本市の介護保険行政につきまして格別の御協力を頂き、誠にありがとうございます。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 1 1 年厚生省令第 3 8 号。以下「基準」とする。）第 1 3 条に規定することについて、下記のとおり取り扱いますので適切な対応をお願いします。

なお、本通知後に、厚生労働省事務連絡等で具体的対応・解釈が示された場合は、当該事務連絡により対応してください。

記

1 サービス担当者会議の開催について

基準第 1 3 条第 9 号に規定するサービス担当者会議について、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただき適切な対応をお願いします。

なお、サービス内容を急遽変更する場合の取扱いは、今回に限るものです。

(1) サービス担当者会議を開催できない場合

やむを得ない理由がある場合に該当するものとして、担当者に対する電話や F A X、メール等での照会により意見を求めることができるものとする。
なお、利用者の状況等についての情報や当該居宅サービス計画の原案の内容について、緊密に相互の情報交換を行い、担当者と連携した内容について記録すること。

(2) サービス内容を急遽変更する場合

社会福祉施設等（通所・短期入所等）の利用を発熱等により断られた利用者等に係る訪問介護等の代替サービスの提供について、緊急的なサービス利

用等やむを得ない場合に該当するものとして、利用者の課題分析（第6号）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（第12号）に掲げる一連の業務の順序を変更することができるものとする。また、サービス利用開始前に一連の業務を行うべきではあるが、近隣市でも新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、各事業所において多数の利用者の対応に追われる状況を考慮し、サービス利用開始後に、一連のケアマネジメント業務を可及的速やかに実施することとして差し支えない。なお、その場合においても、実施結果に基づいて計画の見直しを図り、経緯等を確実に記録すること。

2 モニタリングの実施について

基準第13条第14号に規定するモニタリングについて、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、以下の点に特に留意していただき適切な対応をお願いします。

(1) 利用者の生活住居において面会できない場合

利用者の生活住居（入居施設を含む。）において訪問の制限をしている場合や利用者及び利用者家族からの訪問の拒否がある場合は、利用者の事情による特段の事情と判断されるため、運営基準違反には該当しない。ただし、利用者本人や利用者家族、サービス事業者等に電話等で連絡し、状況の把握に努め、その具体的な内容を記録すること。

(2) 介護支援専門員に発熱等の症状があり面会できない場合

利用者の事情による特段の事情には当たらないため、事業所内の別のケアマネージャーが代理で実施すること。ただし、新型コロナウイルス感染症への対応等により一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等については、「新型コロナウイルス感染症にかかる介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和2年2月17日厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等により柔軟な取扱いが可能とされているので、高齢介護課へ速やかに連絡すること。

連絡先 稲沢市稲府町1番地 稲沢市役所市民福祉部高齢介護課

介護認定グループ 電話 0587-32-1292（ダイヤルイン）